

本会議・委員会の日程(予定)

	開催日時	放送内容	放送日	再放送日	
本会議	第1臨時 回会	5月27日(木) 午後1時から	放送はありません		
	第2 回定例会	6月19日(木) 午後1時から	一般質問と 答弁 手話通訳を取り 入れています。	6月23日(月) ～27日(金)の 5日間にわけて 放送します。	6月28日(土)と 29日(日)にわ けて放送します。
		6月20日(金) 午前10時から			
		7月3日(木) 午後1時から	放送はありません		

	委員会名	開催日時		
委員会	常任委員会	総務	5月12日(月) 午後1時から	6月23日(月)・24日(火) 午前10時から 午前10時から
		区民	5月12日(月) 午後1時から	6月23日(月)・24日(火) 午前10時から 午前10時から
		厚生	5月12日(月) 午後1時から	6月23日(月)・24日(火) 午前10時から 午前10時から
		建設	5月12日(月)・20日(火) 午後1時から 午前11時から	6月23日(月)・24日(火) 午前10時から 午前10時から
	文教	5月12日(月) 午後1時から	6月23日(月)・24日(火) 午前10時から 午前10時から	
特別委員会	行財政改革	5月13日(火) 午後1時から		
	街づくり	5月14日(水) 午後1時から		

本会議の一般質問および答弁をケーブルテレビ品川の「品川区民チャンネル」で放送します。ケーブルテレビで放送された会議のビデオテープを貸し出しています。ご希望の方は区議会事務局調査係までお問い合わせください。電話(5742)6810

*本会議、委員会は傍聴することができます。傍聴を希望される方は区議会事務局で傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、本会議、委員会開会の1時間前から交付します。ご希望の方は区議会事務局議事係までお問い合わせください。電話(5742)6809

全国から66都市の議会が品川区を視察

議員は、議会活動や政策立案等に役立てるため、先進自治体の様々な事業について調査を行います。平成19年度は全国から66自治体の議会(議員)が訪れ、品川区が進める先進施策を視察しました。

月	来訪数	主な自治体	主な視察項目
4月	1自治体	玉野市議会会派	・子ども読書活動推進計画
5月	7自治体	倉敷市議会会派 むつ市議会教育民生委員会 草津市議会会派 他	・家庭あんしんセンター ・小中一貫教育 ・家庭ごみの戸別収集
6月	7自治体	板橋区議会会派 高砂市議会会派 下関市議会経済委員会 他	・屋上緑化等助成制度 ・ティーンズプラザ ・しながわ水族館の運営
7月	7自治体	恵那市議会総務文教委員会 大村市議会会派 伊丹市議会文教福祉委員会 他	・小中一貫教育 ・幼保一体施設 ・暴力防止教育プログラム、学校選択制
8月	5自治体	呉市議会建設委員会 大分県議会文教警察委員会 茨木市議会会派 他	・公園の整備、維持管理 ・小中一貫教育 ・すまいるスクール、幼保一体施設
9月	5自治体	大阪市会文教経済委員会 三重県議会教育警察委員会 郡山市議会会派 他	・教育改革プラン21 ・教育改革と学校経営の転換 ・家庭あんしんセンター
10月	6自治体	横須賀市議会民生委員会 近江八幡市議会教育厚生委員会 日田市議会教育福祉委員会 他	・すまいるスクール ・幼保一元化の取り組み ・小中一貫教育
11月	11自治体	東松島市議会福祉文教委員会 寝屋川市議会文教委員会 岡山市議会会派 他	・小中一貫教育 ・幼保一元化の取り組み ・防災センター
1月	6自治体	福岡市議会会派 丸亀市議会会派 熊本市議会会派 他	・すまいるスクール ・大崎駅西口地区の開発計画 ・新型インフルエンザ対策
2月	10自治体	八代市議会総務委員会 宇治市議会会派 都城市議会会派 他	・近隣セキュリティシステム ・新人職員のサービス接遇検定 ・品川区資源化センター
3月	1自治体	中野区議会会派	・伊藤学園の運営
計	66自治体		

採択されて区長に送られた 請願についての報告

区議会で採択し、区長に報告を求めた請願について、次のとおり報告がありましたので、概要をお知らせいたします。

(仮称) 大崎五丁目共同住宅新築工事に関する請願

1 事業主に対し、同計画に関し近隣住民との協議の場につくように指導していただくこと。

区は、平成19年12月17日区役所において、近隣の住民皆様9名と事業者、設計事務所および施工会社との話し合いの場を持ち、双方の意見交換と管理協定締結に向けた協議を行いました。

引き続き、事業者は、近隣の住民皆様と協議の場を持つことを確約し、12月23日にも話し合いが行われております。

2 事業主に対し、周辺地域の住環境との調和を考慮するよう、指導していただくこと。

本件計画は、区の指導要綱を遵守したものであり、建築基準法その他関係法令に準拠した建築物であることを近隣住民の皆様にご理解をお願いしつつ、事業者は、近隣のプライバシーへの配慮、管理運営体制を具体化するよう指導し、これに基づき管理協定締結に向けた協議が双方で行われているものと理解しています。

3 事業主に対し、工事に際しては近隣住民との協議の上「工事協定書」および「マンション管理に関する協定書」を締結しそれに基づき着工ならびに管理するよう指導していただくこと。

建築確認が下りた後、建築物は関係法令に適合したものとされ、財産権行使の一態様として、自由に建築行為を行うことができます。したがって、区が協定締結を条件に建築着工を求めることは困難ですが、事業者としての説明責任を果たすよう指導してまいります。